



# 鳥取県公報

平成 25 年 8 月 23 日 (金)  
号外第 95 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則  
(64) (くらしの安心推進課) . . . . . 3
- ◇ 人委規則 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則  
(18) (任用課) . . . . . 6

## ==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 飼育に適する犬、猫等の飼育を希望する者の募集は、飼育を希望する者を募集する犬、猫等の性別、毛色、体格その他の特徴をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする等、飼育を希望する者の募集の方法を定める。
- (2) 飼い主が判明していない犬、猫等を収容したときの公示の方法に、インターネットを利用して閲覧に供する方法を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年9月1日とする。

# 規 則

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第64号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収容等の公示の方法)</p> <p>第8条 条例第12条第1項又は第2項の規定による公示は、<u>これらの規定に定める事項及び次に掲げる事項を収容又は引取りを行った場所を所管する総合事務所又は生活環境事務所の庁舎の掲示板に掲示する方法及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>引き取った犬若しくは猫又は収容した犬、猫等若しくは犬、猫等の死体の性別、毛色、体格その他の特徴</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(公示の方法)</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規定による公示は、<u>同項に定める事項及び次に掲げる事項を当該野犬等（条例第11条第1項に規定する野犬等をいう。以下同じ。）の収容を行った場所を所管する総合事務所又は生活環境事務所の庁舎の掲示板に掲示することにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>収容した野犬等の性別、毛色、体格その他の特徴</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定は、条例第12条第4項において準用する同条第1項の規定による公示について準用する。</u></p>
<p>(犬、猫等の返還)</p> <p>第9条 条例第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体の返還を受けようとする者は、<u>その所有者であることを疎明する書類を総合事務所長又は生活環境事務所長に提示しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第12条第3項の規定により犬、猫等の返還を受ける者は、様式第4号による受取書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(犬、ねこ等の返還)</p> <p>第9条 条例第12条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により野犬等又は犬、ねこ等の返還を受けようとする者は、<u>様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(犬、猫等の飼育希望者の募集)</p> <p>第10条 条例第13条第2項の規定による犬、猫等の飼育を希望する者の募集は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>募集中の犬、猫等の性別、毛色、体格その他の特徴をインターネットを利用して公衆の閲覧に</u></p>	<p>(犬、ねこ等の譲渡)</p> <p>第10条 条例第13条第2項の規定による犬、ねこ等の譲渡の申出は、<u>様式第5号による申出書を提出しなければならない。</u></p>

供する方法により公示すること。

(2) 過去に飼育を希望した者その他の適切な者に対し、前号に掲げる情報を提供すること。

2 条例第13条第2項の規定による犬、猫等の飼育を希望する者の募集に応じようとする者は、様式第5号による申出書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出しなければならない。

様式第4号（第9条関係）

収入証紙  
貼り付け欄

犬、猫等受取書

次のとおり犬、猫等を受け取りました。

年 月 日

受取者 住所  
氏名 ㊦  
(電話番号 )

受取者と所有者との関係		略
犬、猫等の所有者	略	
返還を受けた動物	略	
	その他の特徴	

注1 受取者が所有者であるときは、犬、猫等の所有者の欄は記入する必要はない。

2 受取者と所有者が異なるときは、受取者が所有者の同意を得ていることを証する書類を添付

様式第4号（第9条関係）

収入証紙  
はり付け欄

犬、ねこ等返還申請書

職 氏名 様

犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項（第12条第4項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ㊦  
(電話番号 )  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

申請者と所有者との関係		略
犬、ねこ等の所有者	略	
返還を求める動物	略	
登録番号等	登録市町村名	
	登録年月日	
	登録番号	
	狂犬病予防注射年月日	
	狂犬病予防注射済票番号	

注1 申請者が所有者であるときは、犬、ねこ等の所有者の欄は記入する必要はない。

2 申請者と所有者が異なるときは、申請者が所有者の同意を得ていることを証する書類を添付

<p>すること。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>様式第 5 号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>犬、猫等譲受申出書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p>犬、<u>猫等</u>を譲り受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 (電話番号 ) (法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者 の氏名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>	<p>すること。</p> <p><u>3</u> <u>犬の返還を求める場合には、登録番号等の欄に狂犬病予防法による登録及び予防注射について記載すること。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>様式第 5 号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>犬、ねこ等譲受申出書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p>犬、<u>ねこ等</u>を譲り受けたいので、<u>鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第 2 項の規定により、次のとおり申し出ます。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 <u>㊟</u> (電話番号 ) (法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者 の氏名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p><u>注</u> <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

# 人事委員会規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月 23 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第18号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 8 年鳥取県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(準用等)</p> <p>第70条 第4条（第5項を除く。）、第5条、第6条第4項、第7条第2項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項及び第2項並びに前章第5節（第59条第1項及び第61条後段を除く。）の規定は、再審について準用する。この場合において、第7条第2項中「前項各号」とあるのは「第65条各号」と、第9条第1項第2号中「処分」とあるのは「<u>第63条各号に掲げる場合</u>」と、「事実について」とあるのは「理由によって」と、同項第3号中「法第49条の3」とあるのは「第64条」と、第11条中「処分者」とあるのは「相手方の当事者」と、第12条第1項中「不服申立てに関する人事委員会の裁決又は決定（以下「判定」という。）がある」とあるのは「再審の請求が受理される」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用等)</p> <p>第70条 第4条（第5項を除く。）、第5条、第6条第4項、第7条第2項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項及び第2項並びに前章第5節（第59条第1項及び第61条後段を除く。）の規定は、再審について準用する。この場合において、第7条第2項中「前項各号」とあるのは「第65条各号」と、第9条第1項第2号中「<u>法第49条に規定する処分</u>」とあるのは「<u>第63条に規定する場合</u>」と、「事実について」とあるのは「理由によって」と、同項第3号中「法第49条の3」とあるのは「第64条」と、第11条中「処分者」とあるのは「相手方の当事者」と、第12条第1項中「不服申立てに関する人事委員会の裁決又は決定（以下「判定」という。）がある」とあるのは「再審の請求が受理される」と読み替えるものとする。</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。